

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人松山さかのうえ日本語学校（以下「本法人」という。）の事業に伴う謝金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金の支払対象者)

第2条 支払の対象者は、本法人が実施する事業において講師、助言、原稿執筆、その他必要な業務を依頼した者とする。

(謝金額の決定並びに計算の方法)

第3条 謝金額は、原則として別表の基準額に基づき計算する。ただし、別表の基準額により難しい場合は、代表理事が謝金額を決定する。

(その他の支払い)

第4条 支払対象者が業務の遂行にあたり要した旅費その他の費用については、旅費規程を準用して支払う。

(所得税および消費税の取扱い)

第5条 謝金は、支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。
2 謝金の支払いにあたっては、本法人は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払うことができる。
3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は、源泉徴収を行わない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。(令和6年9月30日理事会決議)

<別表>

区分	単価（円）	備考
講師・助言等	1時間あたり 10,000円	
原稿執筆	1000字あたり 4,000円	
その他必要な業務	1時間あたり 10,000円を上限として 代表理事が定めた額	

上記にかかわらず、1日あたりの謝金上限額は30,000円とする。